

# 玉野総合コンサルタント株式会社等に対する支援決定について

平成16年12月24日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
玉野総合コンサルタント株式会社  
玉野都市開発株式会社
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社ユーエフジェイ銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣（国土交通大臣）の意見  
当該事業者の属する建設コンサルタント業の実態を考慮して特段問題が認められないことから、当該事業者に係る支援決定については異存がない。
6. 買取申込み等期間： 平成16年12月24日から  
平成17年2月3日まで（機構必着）
7. 一時停止要請  
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間が満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱い  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対し

て有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

#### 9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、売上高で比較すると建設コンサルタント業界で全国 10 位に位置しており、特に都市整備部門のパイオニアとして、地方公共団体等からの信頼を得ております。

しかしながら、公共事業見直し等の事業環境の変化に加え、所有不動産等の含み損の累積により財務体質が著しく悪化し、過剰債務を抱えるに至りました。また、創業以来のトップダウン型経営からくる自己変革意識の欠如や事業部門ごとの縦割り意識等も弊害となり、抜本的な改善策を実施するには至りませんでした。

本件事業再生計画の骨子は、(1) 金融支援による過剰債務の解消と、(2) スポンサーとなる日本工営株式会社による人的・資本的支援を通じた事業再構築です。

これらを通じて、資産処分による財務リストラ、強みである都市整備部門への経営資源のシフト、人員効率の改善・外注費削減による業務効率化、エリアブロック単位の収益・効率管理体制の構築、等を実施することにより、十分に事業の再生が可能となるものと判断しております。

#### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
---